

令和6年9月5日

令和6年度下期及び令和7年度上期奈良県立病院機構医薬品取引業務 質疑回答②

No.	質問	回答
1	令和6年度上期業者選定のプロポーザル実施要領には、「企画提案書への記載事項については、契約期間中に実施すること」との記載がございます。今回の令和6年下期及び令和7年度上期業者選定の提案書には、前回提案した、もしくは提案中である各プロダクトサービスも含めて、重複する事柄の記載は不可ということでしょうか。	企画提案書における提案内容について、既に提案があったものであるか否かは問いません。
2	今回の契約期間は、「令和6年10月1日～令和7年9月30日」とあります。令和7年度の薬価改定、あるいは期中改定等が発生した際の、プロポーザル対象品目（グループ①3品目・グループ②6品目）の単価は、どのような流れで交渉等が行われるのでしょうか。	契約期間中に薬価改定が生じた際には、契約業者より改定後の薬価に対して再見積を受け、契約価格の変更を行います。価格交渉については下期（10～3月）及び上期（4～9月）の各期で契約業者と交渉を行い、期末に価格決定を行います。
3	様式5の「事業者同種業務受注実績一覧」に記載する病院で、民間病院等は契約期間についての明確な契約書を締結しないケースが大多数となります。その際は空欄での提出で問題ないでしょうか。	契約期間について明確な契約書を締結していない場合であっても、実際に業務を受託し、履行した期間をご記入ください。
4	様式5について「契約締結が分かる資料を添付すること」となっていますが、たとえ黒塗りにしたとしても契約書の写しを提出することが難しい場合がございます。その際は、空欄でよろしいでしょうか。	「契約締結が分かる資料」については、記載業務に関する契約書に限らず、同種業務を受注していることがわかるような資料をご提出ください。

No.	質問	回答
5	<p>業者選定基準「提案内容」の「医薬品の安定供給について」の項目に、「医薬品の供給不安定に対して有効な方策を有しているか」とあります。供給不安定は、商流の川上である製薬メーカーが改善されなければ、根本的な解消は難しいと考えますが、「有効な方策を有する」とは、出荷調製品の供給における弊社内の努力範囲内での方策という認識で問題ないでしょうか。</p>	<p>当機構が提供する医療の質の担保と向上という観点からの提案を幅広く求めます。</p>
6	<p>令和6年下期及び令和7年度上期業者選定プロポーザルにおいても、選定結果の評価（点数）の開示はないのでしょうか。各項目の評価を開示いただくことで、今後の改善に努めていきたく存じます。</p>	<p>本プロポーザルの手続きにおいて、選定結果の評価（点数）の開示を行う予定はございません。</p>
7	<p>契約対象品目が変更となった理由と、プロポーザル対象品目のグループを2つに分けた理由をご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>内部の方針については、お答えできません。</p>
8	<p>令和6年3月に改訂された流通改善GL改訂版には、卸売業者と保険医療機関・保険薬局との関係において留意する事項として、「原則として全ての品目について単品単価交渉とすること」「前年度より単品単価交渉の範囲を拡大していくこと」との記載がございます。今後、単品単価での交渉を検討されておられるのでしょうか。</p>	<p>交渉については契約業者に対し各品目への単品単価の提示を求めることにより行います。</p>